

平成29年1月19日

内閣府公益認定等委員会  
事務局長 川淵 幹児 殿

## 「公益目的事業に係る変更認定・変更届出ガイド」に対する要望書

公益財団法人 公益法人協会  
理事長 太田達男

### 1 はじめに

あたらしい公益法人制度については、特例民法法人の移行期間も平成25年11月末に終了し、その後現在まで丸3年あまりを経過し、略順調な軌道に乗っていると思われます。しかしながら、本制度に内在している問題点や、この期間の公益法人運営の過程において露出した問題点等が、明らかとなっております。そのなかにおいて、特に公益法人サイドから明確化乃至は改善・簡明化の要望が高いのが、公益目的事業に係る変更認定・変更届出に係る取扱いの問題です。

この問題につきましては、当協会が毎年実施している「公益法人・一般法人の運営および寄付等に関するアンケート」においても、「公益法人が新しいことを行おうとするとき、軽微な記載事項の変更であっても変更認定申請や届出を要するのはおかしく、法人の自主性に任せるべきである」という意見や、「行政庁によって判断基準や対応が異なる」という意見等が聞かれたところです。

### 2 平成29年1月版のガイドについて

当協会では、今までより折に触れて、この問題について、全体的な問題点並びに個別の具体的問題点を指摘し、明確化乃至は改善・簡明化方お願いしてきたところです。今般、平成29年1月版として、「公益目的事業に係る変更認定・変更届出ガイド」が出状されたことは、以上のような状況に鑑みると一歩を踏み出して頂いた、時宜を得たものと思います。

特に、一般的な解説である「1 変更認定・変更届出の判断のポイント」並びに「2 変更認定が必要なケース」については、論理的に明確な整理が行われており、有用で分りやすいと考えます。

ただ、個別の問題に係る「3 ケーススタディ」については、必ずしも妥当な解説乃至は説明と思われなものが散見されることから、下記3にてそれに対する当協会の意見を申し述べ、貴委員会の参考に供させていただきます。

また、このケーススタディでは、変更認定申請が必要な事例と届出が必要な事例のみが例示されていますが、記載事項の変更のないものや、変更があっても毎年変動が一般的に

予想されているものは届出不要として、これに該当するケースも含めて示して頂きたいと考えます。

### 3 ケーススタディについて

#### (1) [ケース 1]について (P7~P8)

A. そもそも周年事業というものは、雑誌の発行とかコンクールとかの事業類型とは異なる次元の話であり、周年行事の中身で判断すべきものである。この事例の場合その中身は講演会であり、確かに、旧来の構成事業(1)～(5)には講演会が規定されていないが、国際交流等推進事業として実施する機関誌発行、H/Pの運営、コンクール、助成事業の延長線上にある事業であり、かつ「事業目的に照らして当該公益目的事業における受益の対象や規模が拡大する場合」に該当し、申請書の記載事項が変わる場合でも「変更認定を受ける必要はなく変更届出を行うこととなります」(p3のPOINT3)ということになるのではないかと。

B. また、周年事業は毎年やるものでは必ずしもないと思われるが、行わない年には、廃止の認定申請を要求するのであろうか。そして、再度おこなう年にはまた申請することになるのであろうか。周年事業を行う年の前後に毎度認定申請(実行の申請・廃止の申請)を行うことになるとすると、あまりに形式的かつ煩雑な手続きを強いると思われる。

C. なお、本ガイドは、公益目的事業に係るガイドであるためか、法人会計からの支出により、公益法人プロパーの事業として周年事業を行う場合に言及していないが、その場合は、その法人にふさわしい事業であれば申請や届出も不要なはずであり、そのことについて触れることが、公益法人の教育・指導という観点からは望まれると考えられる。

#### (2) [ケース 5]について (P15~P16)

A. 変更対象は、音楽事業と演劇事業の開催場所の拡大並びに事業の一部(舞台芸術)大型化であるが、このような事業においてこれらは日常茶飯事におこることであって、変更の届出すら不要ではないと思われる。(それぞれとも参考情報の変更であり、FAQX I-1-①の考え方を杓子定規に適用すればそのようになるかもしれないが、その説明の事例として本件は不適切であり、この例であれば精々年度事業報告の中で触れる程度の話ではないかと思われる。)

B. 16頁の(pick up!)中、「ホームページ上で広報活動云々」は例示として不相当であると思われる。広報活動とその手段は様々に変化し、進歩する。DMでやろうが、チラシでやろうが、webやメールでやろうが、その時代時代のツールを法人が任意に判断する問題であると考えられる。(これも参考情報の変更であり、FAQX I-1-①の考え方を適用

すればそのようになるかもしれないが、その説明の事例として本件は不適切である。)

#### 4 要望事項

##### (1) 当面のケーススタディの充実

本ガイドのケーススタディでは、公益目的事業を、何年も前の申請書記載事項通り毎年度踏襲することを基本としているような印象を与えます。民間公益活動は先見的、創造的に社会的課題を解決するための役割も期待されていますが、本ガイドの例示ではせっかくの民間の自発的な活動を委縮させてしまう可能性があります。公益法人が新しいことを行おうとするとき、軽微な記載事項の変更について、変更認定申請か、届出か、何もしなくて良いか等に頭を悩ませることなく自主的に活発に活動することができるような環境にして頂きたいと考えます。

そのためには、さらにケーススタディの例示等を増加・充実させ、文字どおりガイドブックとして、公益法人が座右において参照・活用できるものとして完成されることを、切に希望するものです。

##### (2) 認定法施行規則第7条3号の改正の検討

そもそも、社会環境の変化に応じて公益法人が柔軟で時宜に則した公益目的事業を展開する際に、事細かく行政庁の意向を確認しないと実施できない現状は、旧民法法人時代さながら、あるいはそれ以上に公益を行政がコントロールすることとなるのではないかと懸念します。この弊害の法的根拠は、認定法規則7条3号で変更認定申請を要しない軽微な変更として、「申請書の記載事項の変更を伴わないもの」とすることに原因があると考えます。公益認定申請書(または最も遅い変更認定申請書)の「記載事項」には、事業の内容と公益性の説明が含まれますが、これを杓子定規に解釈すると、この記載内容に一字一句変更があれば、必ず届出若しくは変更認定申請のいずれかとなります。貴府がこの原則的解釈から踏み出し、例外的事例をできるだけ柔軟に運用するよう心がけていることは了解していますが、「記載事項の変更」という語句が上記規則に規定されている以上大きく踏み出せないことも理解できるところです。

また、当初の公益認定申請の際、詳細に記載した法人と、ある程度集約して記載した法人では、記載事項の変更が生ずる可能性に相違が出ます。

これらの事情も勘案し、規則は所管大臣の権限で改正できると承知していますので、弊公益法人協会としては、事業変更から生ずる上記諸問題の解決のためには、「記載事項の変更」という形式的な規定から、公益性をより確保するためにも、実質的な規定に変更することが必要と考えますので、是非ともご検討いただくよう要望します。

なお、本件につきまして貴公益認定等委員会におきまして、十分ご審議いただきますようお願いいたします。

以上